

声をあげよう！ 仲間を広げよう！ 人間らしく働く権利の確立をめざして！

パート・非常勤部会ニュース No. 14

大阪市北区錦町2-2 国労会館1F 大阪労連パート・非常勤部会

2008・7・3

学習会「この時代に 生きること 働くこと」を開催

6月25日(水)、ノンフィクションライターの島本慈子さんを講師に招いて学習会を開催しました。参加は少なくて19名でした。しかし、講演は自分が実際に足を運んで、見聞した内容で話されていて、説得力のあるとても良い内容でした。

- ・ アメリカの10年前の政策がそっくり今の日本に。人間を「松・竹・梅」に切り分ける思想
- ・ 現在の格差は「戦前(1931年)」と似ている。戦前は労働法がなかった。1931年当時の会社は、株主の利益を確保するためにあり、一部の月給社員と後は日給社員で歴然とした身分差があり、一部の富裕層が存在していた。時代はUターンしている。
- ・ 戦争のエキスとは、むごたらしく殺されることによる復讐心。イラクの兵士は「住民がみんな敵に見える」と言っている。過剰な暴力が生まれる。
- ・ 戦争と労働は切っても切り離せない。本人の自覚に係わりなく戦争を支えていることがある。9条改憲により、労働の意味が変わってくる。戦闘ロボット、無人化、兵器のハイテク化で、研究者と労働者が人を殺すという時代がやってくる。
- ・ 人間を物扱いにしない。世界中の命は対等平等である。労働運動によってパート賃金を引き上げ、均等待遇に近づいたとしても、9条改憲によってその労働が世界のどこかの人々の命を奪うものになってしまったとしたら…

♪ アンケートより 格差社会の話から戦争のことにつながっていき、ホントにこわいという思いでいっぱいです。鳥肌が立つという感覚でした。これから未来のため、どう生き、微力でも行動していくことを考えていこうと思います。

枚方非常勤裁判7月9日(水)に再開公判! 結審・判決日確定か?



一般非常勤職員に一時金・退職金を支給したことを違法呼ばわりする提訴から始まった枚方非常勤裁判。3月頃には「判決」が下されると予想されていたが、4ヶ月過ぎても判決日の通知はなく、気をもむ日々が続いていた。5月末、ようやく裁判所から通知があり、その内容は「裁判を再開する」という通知だった。裁判は7月9日で終わり、この日に判決日が確定されると予想される。判決日には、多くの仲間の傍聴をお願いします。

(非常勤裁判をたたかう会ニュースより)

7・14 議会要請・府庁座りこみ・デモのお知らせ

7/14(月) AM10:30 府庁正面集合 議会要請・座りこみ
AM12:15 府職員会館前集合、デモ

7月14日は、総務・教文・健康福祉常任委員会での審議が始まる日です。諸団体が要望している要請事項を真摯に議論してもらうよう、改めて各会派に要請するとともに、各団体が連帯・激励しあう集会（代表が要請し、待機の時間を活用）が設定されます。多くの府民が待機し見守るなかでの審議であることを認識してもらうため、多数の府民団体が参集し、要請を強めます。

「維新案」抜本見直し求める7・22府民総行動・デモのお知らせ

7/22(火) A12:15 大阪城公園教育塔前(予定)集合 集会後、デモ

閉会前日＝常任委員会の最終日、議決をめぐってのヤマ場です。7月18・22日の両日は、常任委員会での知事質問が設定されている日です。この場で常任委員会としての態度を決め、最終日23日の本会議で確認・採決されます。



7/14(月)と7/22(火)の府民要求連絡会

の行動に参加をしてゆきましょう!

春闘 阪南大生協 パート・賃上げ再回答「ベア10円」引き出す!

阪南大労組パートは、6/19(木)の春闘団体交渉で、理事会の「再検討」を確認していましたが、7/1(火)付けで「ベア10円」の再回答を引き出しました。これで時給は810円となりました。（阪南大パートの時給は全員同じ。定昇制度はありません）また、夏季一時金要求に対しては、残念ながら昨年に続きゼロ回答でした。この間労理で確認していた退職金制度は7/1(火)施行で確認されました。単組では、妥結を確認しました。（「生協のなかま かんさい」より）

ILOにカウンターレポートを届けよう!(全労連パート・臨時労組連絡会)

ILOが本年3月に出した「条約勧告適用専門家委員報告」では、2007年5月に改正された「改正パートタイム労働法」の実際の適用状況について、日本政府に情報提供を求めています。私たちは、自らの職場での実態を把握し、2007年のパート法改正では不十分であること、「均等待遇」実現、雇用形態差別や、男女差別解消には抜本的な法改正が必要であることを具体的な事例を持って示しましょう。

取り組み期間 2008年6月～8月下旬

取り組み方法 パートタイマー、雇用形態による差別の

具体的事例、性別による差別の具体的事例、改正パートタイム労働法によって差別が解消されたかどうかなど、具体的な実態を1000字以内に文章で提出してください。

提出先 全労連 パート・臨時労組連絡会事務局